

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	学校施設課
契約締結年月日	令和 2 年 7 月 2 7 日
契約者名	山梨県建築設計監理事業協同組合
契約名	令和 2 年度県立学校建築物・建築設備定期点検等業務委託
契約金額 (税込み)	2 8, 7 1 0, 0 0 円
随意契約理由	<p>本業務委託は点検業務であるため、物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 14 年 2 月 28 日 山梨県告示第 64 号）に基づき、山梨県に登録されている必要があり、受注が可能な建物点検の登録がされている事業者は、以下の 6 事業者である。</p> <p>①山梨県設計監理事業共同組合 ②A 社、③B 社、④C 社、⑤D 社、⑥E 社</p> <p>本業務委託は、県内各地の 40 校 330 棟あまりの学校施設の点検を実施するものであり、点検結果を今後の改修計画の参考とする非常に重要な業務であるため、多数の専門技術者を有し、機動的かつ統一性が確保された点検が必要となる。</p> <p>①山梨県設計監理事業協同組合は、県内各地の 48 の建築設計事務所等が加入し、官公需適格組合として、組合員全体が一体となって受注した案件は、十分に責任をもって納入できる経営基盤が整備されており、情報交流、共同受託、コンストラクトマネジメントなど、それぞれの専門ノウハウを結集している。</p> <p>②の事業者は、①の事業者と組合・協会員がほぼ同一の構成員であり、①の事業者が組合員相互の共同受注等を目的とする組織であるのに対し、設計難易度の高い特殊案件の設計監理を協会の英智を集結し実施すること等を目的として運営されている為、本点検を受注する体制にはない。</p> <p>③～⑤の事業者は①②の組合・協会員であり、各事業者に所属する建築士は、各 2～3 名と本業務委託の業務量を工期内に履行できる体制にないと考えられる。</p> <p>⑥の事業者は、公営住宅の管理代行業務を受注していることから、今回の点検を受注できる体制にないとのことであった。</p> <p>以上から、競争入札を実施しても、適正な競争性は担保されず、多数の建築物等の点検が求められ、業務実施が可能な事業者は限られると考えられるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する。</p> <p>このため、組合員が県内各地に分散されており、機動的かつ統一性のある点検が見込める山梨県設計監理事業協同組合と随意契約とすることとし見積合せを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号